2．減損を認識した固定資産の概要は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

NO	場所	用途	種類	帳簿価額	減損の認識に至った経緯	当期損益内	当期損益外	一体としてサービスを提供するものと認めた理由	回収可能サービス価額について
1	千葉（本所）	福利厚生用	工具器具備品	206	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	206	なし	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
2	千葉（本所）	資材保管用	物置	523	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	523	なし	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
3	千葉（本所）	資材保管用	倉庫	964	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	964	なし	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
4	那珂湊（支所）	研究用	建物	29	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	29	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
5	那珂湊（支所）	研究用	建物	70	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	70	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
6	那珂湊（支所）	研究用	建物	7,201	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	7,201	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）
7	那珂湊（支所）	研究用	建物	51,421	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	51,421	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。 減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した（0円）

〔金融商品関係〕

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については１年未満で決済される短期的な預金及び１年以上で決済される長期性預金に限定しております。

また、借入金はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金及び預金	7,908,140	7,908,140	—
⑵売掛金	285,159	285,159	—
⑶長期性預金	795,418	799,596	4,177
⑷買掛金	(1,329,515)	(1,329,515)	(—)
⑸未払金	(4,629,890)	(4,629,890)	(—)
⑹前受金	(116,847)	(116,847)	(—)

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）　売掛金は貸倒引当金を控除している金額を記載しております。

（注３）　なお、貸借対照表に計上されているリース債務は、企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針（平成20年３月10日　企業会計基準委員会）第24項ただし書きにより、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、時価の注記を省略しております。

（注４）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期性預金

長期性預金の時価については、新規預け入れを行った場合に想定される利率を割引率として、残りの預け入れ期間で割り引いて算定する方法によっております。

⑷　買掛金、⑸　未払金、⑹　前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。